

さいたま市告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第55条第1項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条及び第55条第1項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は指定施術機関から、変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
こうじホームケアクリニック	名称変更	うらわ内科・在宅医療クリニック	こうじホームケアクリニック	R7. 12. 23

指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
かねこウィメンズクリニック	さいたま市緑区東浦和3-1-19	R8.2.6
南山堂薬局さいたま新都心東口店	さいたま市浦和区上木崎2-7-13	R8.1.31
伊沢歯科医院	さいたま市浦和区常盤10-9-17 スクエア常盤3F	R8.1.25
南山堂薬局北与野北口店	さいたま市中央区本町東6-1-3	R8.1.31
高山歯科医院	さいたま市見沼区中川963-6	R7.12.28
波多野デンタルオフィス新都心	さいたま市大宮区吉敷町4-263-8	R8.3.31
土合歯科	さいたま市桜区西堀6-14-24	R8.1.24
富士薬局与野店	さいたま市浦和区上木崎4-2-23 LaVert上木崎1階	R8.1.31
訪問看護ステーションArche	さいたま市大宮区下町2-3-9 FINO	R7.10.14
浦和東訪問看護ステーション	さいたま市緑区原山4-21-17	R8.3.2

指定施術者

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
福田 賢志	施術所所在地	さいたま市南区鹿手袋3-2-5	埼玉県さいたま市南区鹿手袋2丁目21-4-1F	R8.2.12
福田 賢志	施術所名称	めぐみ整骨院	浦和むさし整骨院	R8.2.13